

## 理 由 書

尼崎市内の長期未着手の都市計画緑地について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する長期に渡る権利制限の解消及び効率的な公園整備を進めていくため、必要性や代替性、実現性、地域固有の要素などを考慮し検証した結果、以下のように都市計画の変更を行う。

3号大物川緑道は、昭和54年に都市計画決定された面積約3.1haの緑道で、現在約2.4haが供用されているが、残りは未整備となっている。

しかし、都市計画決定時に計画していた緑道としての機能は、変更後の計画区域において確保できることから、区域を一部削除するとともに、現状の土地利用と整合するように区域を一部追加する。

4号武庫川河川敷緑地は、昭和56年に都市計画決定された面積約351.3haの都市緑地で、区域は西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市に跨っており、うち本市内の区域は面積136.4haとなっている。

しかし、都市計画決定時に計画していた都市緑地としての機能は、変更後の計画区域において確保できることから、本市内の区域を一部削除する。